

裁 決 書

審査請求人

上記代理人 弁護士 岩崎 優子

平成27年2月20日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成26年12月24日付けで行った生活保護申請却下処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成26年12月24日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の規定による生活保護申請却下処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成27年2月20日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張しているものと解される。

- 1 請求人は、自己及び配偶者の心身の状態に合理的配慮をした調査の実施を求めたのみであり、調査を忌避しているとの事情がないにもかかわらず、処分庁は、必要な調査を放棄して、付けで申請された法に基づく保護の申請（以下「本件申請」という。）を却下したものであり、原処分は違法な処分である。
- 2 現処分に係る通知書に記載された処分理由のうち、との記載の内容が一見して明らかではなく、そのためになぜ調査を忌避していると認めるに足る事情となるのかが全く不明であり、原処分は違法な処分である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

本件に関しては次の事実が認められる。

(1)

(2)

[Redacted text]

[Redacted text]

(3) [Redacted text]

(4) [Redacted text]

(5) [Redacted text]

(6) [Redacted text]

(7) [Redacted text]

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、厚生労働大臣の

定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものされている（法第8条第1項）。

イ 保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定するものとされ（法第24条第3項）、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査することができ、調査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、保護申請を却下することができる（法第28条第1項及び第5項）。

ウ 「生活保護手帳別冊問答集2014」問13-37（答）では、調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合には、その調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、実施機関は事実上決定ができないので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでないこと、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法第28条第5項に基づき申請却下等の措置をとることとされている。

(2) 原処分について

ア 請求人は、請求人[]の心身の状態に合理的配慮をした調査の実施を求めたのみであり、調査を忌避している事情はない旨主張する。

この点について、処分庁は、弁明書において、請求人が調査を忌避していると判断した根拠として、本件訪問調査時に[]等申し立て、結局請求人からの話は確認できずに終了した。[]請求人の[]と申し立て、調査ができずに終了した」としている。

また、処分庁から提出された物件による「ケース記録票」では[]平成26年12月17日の調査について夫の化学物質過敏症に対しての当局の対処法を求めること、以上により完全な調査に至らず、[]調査が不十分のまま申請日より30日を経過した」との記載が見られる。

しかしながら、同じく処分庁から提出された物件の他の記録では本件訪問調査は[]調査実施。生活歴等、ほぼ廃止後から再申請までの状況を確認」という記載が見られ、前記の「調査ができずに終了した」との記載とは矛盾があり、本件訪問調査の翌日である[]開催された「ケース診断会議」の記録によれば、「診断結果」として[]について、他からの援助が得られる場合、通院に限り自動車の保有・使用を認め、日常生活に使用することは認めない。再度、[]で家庭訪問し、[]から理解が得られれば法第27条指

示のもと保護を開始する。理解が得られなければ保護申請は却下する。」とあり、そもそも、本件訪問調査において課題となったのは、請求人らの [REDACTED] が主であり、請求人の調査忌避により生活状況等が確認できなかったことは課題となっていないように見受けられる。

さらに、処分庁は、本件訪問調査以後、前記1(4)から(6)までのとおり、請求人との接触を試みているが、同(6)のとおり、[REDACTED] についての説明と、当該説明事項に対する請求人の了解を得ようとしていることは見受けられるが、処分庁が、本件訪問調査時において調査を忌避されたとされる生活状況等の調査が必要であることなどの説明を懇切丁寧にいったうえで請求人に対し協力を求めたにもかかわらず、請求人 [REDACTED] が調査に応じようとしなかったことは確認できない。

このことから、原処分理由たる調査忌避の事実があったと直ちに認めることはできないし、仮に、処分庁の主張するように、請求人の調査忌避によって生活状況等の調査ができなかったとの事情があったとしても、当該調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られなかったとはいえず、前記(1)のウに照らせば、原処分には違法、不当な点があったと言わざるを得ない。

イ 請求人は、現処分に係る通知書に記載された処分理由のうち、[REDACTED] との記載の内容が一見して明らかではなく、そのためになぜ調査を忌避していると認めるに足る事情となるのが全く不明である旨主張する。

原処分に係る通知書には、その処分理由として [REDACTED] あなた [REDACTED] [REDACTED] 本申請は却下します。」とのみ記載されており、他に処分理由が示された事実は認められない。

原処分が申請に対する拒否処分であることを踏まえると、原処分の通知書に付記すべき理由としては、行政手続法(平成5年法律第88号)第8条第1項の規定により、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して保護の申請が却下されたかを請求人においてその記載自体から了知しうるものでなければならぬところ、本件にあっては、根拠となる法の条項の記載がなく、また、事実関係等の記載について、1度訪問調査を実施したこと及びその際に請求人から何らかの要求があったことを知りうるのみであり、当該訪問の実施年月日や当該要求内容が不明であるなど、行政手続法第8条第1項の趣旨を満たす内容であるとは到底認められず、原処分の理由の提示には瑕疵があることが明らかである。

(3) 結語

以上のことから、原処分は、処分の基礎となる事実を欠くなど違法、不当と言わざるを得ないほか、その手続においても瑕疵があることが認められ、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成28年9月13日

北海道知事 高橋 はるみ

